明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令等の一部を改正する省令（厚生労働一一六）　一
〔告　示〕
○放送法第百四十条第一項の規定により指定再放送事業者の指定を行った件（総務三五七）　三
○放送法施行規則第百六十一条第五項において準用する同条第一項の規定により指定再放送事業者の指定の変更を行った件（同三五八）　三
○放送法施行規則第百六十五条第三項の規定により指定再放送事業者が指定の効力を失った件（同三五九）　三
〔官庁報告〕
国家試験
ＣＢＴによる平成二十九年度ＩＴパスポート試験合格者（経済産業省）　六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
日本弁護士連合会懲戒の処分、企業年金基金設立関係　四
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　五
会社その他
会社決算公告　三

省令

○厚生労働省令第百十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条の四第四項及び第十四条の六第四項（これらの規定を同法第十九条の四において準用する場合を含む。）、第二十三条の二の九第四項（同法第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。）並びに第二十三条の二十六第五項の規定により読み替えて適用される第二十三条の二十五第三項（同法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。）並びに第二十三条の二十九第四項及び第二十三条の三十一第四項（これらの規定を同法第二十三条の三十九において準用する場合を含む。）の規定に基づき、医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十月二十六日　厚生労働大臣　加藤　勝信

医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令等の一部を改正する省令

（医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令の一部改正）

第一条　医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百七十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。